

## ■ご案内

本会では「協会の理念」に基づき、すべての方の健康と幸福に寄与するため、「障がい者団体助成」の対象となる団体を公募し、住み慣れた地域で自分らしく暮らすための活動を応援しています。

次年度事業を対象とした要項を公開し、以下の通りご案内申し上げます。

## ■実績

### 2020年度 助成事業

- ・ 神戸市重度心身障害児（者）父母の会（174,000円）
- ・ こころリカバリーフットボール協会（20万円）
- ・ 一般社団法人障がい者アート協会（20万円）
- ・ NPO 法人無痛無汗症の会「トゥモロウ」（20万円）

## ■募集要項

### 1、助成の対象となる団体

当事者団体\*並びに障がい者分野の関係団体であること。

\*「当事者団体」とは、障がい者本人及びその家族が、会員もしくは役員の過半数以上を占める団体

（例：日本障害者協議会登録団体）

\*「障害」の概念は、ICFに準ずる

### 2、助成の対象となる事業

日本国内で行われ、要件に準じた以下事業が対象となります。

- (1) 障がい者（児）とその家族が主体となる活動
- (2) 障がい者（児）とその家族の福利に資する活動

【要件】

- 事業を行う団体が、住所及び活動の本拠を国内にあるか。
- 事業の内容に社会貢献性があるか。
- 1 団体につき 1 年度 1 事業の申込か。
- 本会から助成を受けた回数が 2 回以内か。

### 3、助成の対象とならない事業

- すでに他団体の助成を受けている事業。
- 営利を目的とした事業。
- 活動の主たる部分を外部委託する予定がある事業。
- 第三者に資金交付することを目的とした事業。

### 4、助成金額

1 事業あたり上限 20 万円です。(総額 100 万円)

※助成金を支給する際、団体または法人の銀行口座が必要です。

### 5、助成対象となる事業実施期間

2021 年 4 月 1 日 (木) ~ 2022 年 3 月 31 日 (木)

### 6、助成対象となる経費

旅費・交通費、備消耗品費、印刷物等制作費、通信費、会場費、講師等謝金、その他必要経費

### 7、助成対象とならない経費

- (1) 申込団体に所属する者の人件費・講師料等の謝金
- (2) 活動団体事務所等の家賃・光熱費・通信費等
- (3) 恒常的に使用する備品購入費 (パソコン、コピー機、プリンター等)

(4) その他、事業に直接関係ない費用

## 8、選考方法

申請の採否は、複数の有識者および事務局にて選考します。

## 9、受付期間

2021年1月14日（木）～2021年3月19日（金）

## 10、申請方法

応募要項を熟読し、所定の書類に必要事項を記入のうえ、次の書類と共に事務局宛にご郵送ください。

## 11、要項・申請書類

【共通】

- ・  要項
- ・  このページを印刷する

【新規・継続事業を申請する】

- ・  助成金交付申請書（様式第1号、付表）

【事業費用を請求する】

- ・  助成金支払請求書（様式第2号）

【申請した事業を中止する】

- ・  助成事業中止承認申請書（様式第3号）

【事業完了を報告する】

- ・  助成事業実績報告書（様式第4号）

## 12、申請・審査・助成までの流れ

前年度			当年度												次年度			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
応 募 期 間	～	～	結				活動期間 ※3月末まで				応	～	～	結	次年度活動期間			
			果			事業終了後 報告書制作				募			果	報告書				
			通									期			通			
			知									間			知			

## 12、お問合せ・送付先

【住所】

〒106-0032 東京都港区六本木 7-11-10  
 公益社団法人 日本理学療法士協会 広報課  
 障がい者団体助成事業 係 宛て

【電話番号】

03-6804-1422

【お問い合わせ】

news@japanpt.or.jp